

令和5年度 9月入学者選抜の概要

対 象	現地校出身者 インターナショナルスクール出身者	在京外国人生徒
募集人員	10名	
出 願	令和5年6月30日・7月3日	
応募資格	<p>海外帰国生徒対象の9月入学生徒の選抜に志願することのできる者は、日本国籍を有し、次の(1)から(3)までの全てに該当する者で、平成20年(2008年)4月1日以前に出生した者とする。</p> <p>なお、既に実施された令和5年度東京都立高等学校入学者選抜に応募した者の出願は認めない。</p> <p>(1) 高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、令和5年4月1日から同年8月31日までの間に、外国において学校教育における9年の課程を修了する見込みの者又は修了した者</p> <p>(2) 保護者(本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、本募集案内において同じ。)に伴って海外に在住している者又は在住していた者(保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴って海外に在住している者又は在住していた者でもよい。ただし、本人と同居していない父又は母は海外又は都内に在住している場合に限る。)</p> <p>(3) 保護者(保護者が父母の場合は、父母のどちらか一方でよい。ただし、本人と同居していない父又は母は海外又は都内に在住している場合に限る。)に伴った外国における連続した在学期間が2年以上の者(連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者を含む。)で、保護者とともに都内に住所を有する者又は入学日までに住所を有することが確実な者のうち、入学後も引き続き都内から通学する者。ただし、都内に志願者と同居する保護者については以下の場合も含む。</p> <p>ア 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別な事情により帰国できないときは、父又は母のどちらか一方が帰国し、都内に志願者と同居すればよい。</p> <p>イ 特別な事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者(保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。)が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。</p>	<p>在京外国人生徒対象の9月入学生徒の選抜に志願することのできる者は、外国籍を有し、次の(1)及び(2)に該当する者で、平成20(2008)年4月1日以前に出生した者とする。</p> <p>なお、既に実施された令和5年度東京都立高等学校入学者選抜に応募した者の出願は認めない。</p> <p>(1) 高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次のア又はイのどちらかに該当する者</p> <p>ア 令和5年4月1日から同年8月31日までの間で、外国において学校教育における9年の課程を修了する見込みの者又は修了した者</p> <p>イ 令和5年4月1日から同年8月31日までの間で、日本国内において外国人学校の教育により日本の9年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者</p> <p>(2) 保護者(本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、本募集案内において同じ。)とともに都内に住所を有する者又は入学日までに住所を有することが確実な者で、かつ、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別な事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい(応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。)</p>
検 査	令和5年7月7日 日本語又は英語による作文及び面接	
発 表	令和5年7月12日	

本校の期待する生徒の姿

本校は、国際学科の学校として、また国際バカロレアワールドスクールとして、世界の人々から信頼され、尊敬される人材の育成を目指して、豊かな国際感覚を磨く国際理解科目と、高度な外国語運用能力を身に付ける外国語の授業を特徴とする学校です。

- 1 国際学科を志望する目的意識が明確である生徒
 - 2 国際学科に関する興味・関心をもち、すすんで学習する意欲を有する生徒
 - 3 協調性に富み、豊かな人間性を有する生徒
 - 4 学校内外の活動に自主的・積極的に取り組んでいる生徒
 - 5 学習成績が良好であり、特に外国語の成績が優れている生徒
- ※ 特に推薦選抜においては、上記1、2、4の全てに該当する生徒が望ましい。